

第 3 回幼稚園再編に係る地域協議会（俵口幼稚園） 会議録

日 時:令和3年 5 月 11 日(火) 15時から

場 所:俵口幼稚園リズム室

参加者:森本座長、上田委員、吉村委員、田中委員、村上委員、中尾委員、平田委員、
奥村委員、二宮委員、細口委員、河盛委員、城野園長、坂谷委員

事務局:原井教育長、奥田部長、松田課長、松本指導主事、福山課長補佐、生水(会
議録作成者)

傍聴者:7名

<開会>

教育長挨拶

座長挨拶

次第1 こども園について

事務局説明(別紙資料1)

事務局 こども園のイメージが沸きにくいという声があった。視察に行くのもコロナ禍で厳しいので、スライドを用意した。資料1は、こども園のタイムスケジュールと、各号認定児の説明を記載した。

生駒市には公立のこども園として幼保連携型の「南こども園」と、幼稚園型の認定こども園「生駒幼稚園」の 2 園ある。今日紹介するのは「南こども園」。生駒市南こども園では、幼稚園児と保育園児が同じ建物で過ごしている。3 号認定児 46 名、2 号認定児 105 名、1 号認定児 84 名、計 235 名の園児が通っている。クラス数は0～2歳児が各 1 クラスで 3 クラス。3 歳以上の児童が各学年 3 クラスずつの 9 クラスで、3 歳以上のそれぞれのクラスには 1 号認定児と2号認定児が半分ずついる。

教育及び保育理念としては、幼保それぞれの特性を生かして就学前の0～5歳児への一貫した幼児教育・保育を行うというもの。また、保護者・地域・保育教諭が一体となって、全ての乳幼児の健やかな育ちを実現することとしている。

午前 7 時から保育は始まる。2・3号認定児は保護者の出勤にあわせて登園する。1号認定児も 7 時半から預かり保育を利用することができ、8 時半までは年齢別に保育室で過ごす。1号認定児は 8 時半から 9 時の間に登園する。

こども園には看護職員がいて、必要に応じて声かけをする。

昼食について、開園当初はお弁当と給食の選択性だったが、今は全員が給食を食べている。栄養士が子どもの成長を考慮して考えた、バラエティに富んだメニューで

ある。

昼食が終わると、資料1のとおり帰る園児とそうでない園児で動きが分かれる。1号認定児は、保護者のお迎えで降園となる。預かり保育を利用する1号認定児と2号認定児は、お昼寝をする。15時にはおやつ時間があり、その後順次保護者のお迎えにより降園する。

こども園では体操教室、キッズサッカー、ALTなど様々な活動を行っている。また、行事や活動で地域の方に手伝っていただいている事も多く、子どもも先生も大切にしてもらっていると感じている。

就学前教育で特に大切にしたいこととして、自尊心・規範意識・学習意欲の3つをあげている。これは県の就学前教育プログラムにも記載されているものである。以上、こども園での生活を紹介させていただいた。

こども園とは、小学校就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に提供する施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できて、就労状況等が変化した場合でも通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長である。

また、子育て相談などで、園に通っていない・在宅で子育てをする家庭への子育て支援を行う機能も有している。その認定子ども園には様々な種類があるので紹介する。まず、幼稚園型認定こども園。法的には学校であり、幼稚園に保育所機能がついたもの。運営主体は限られおり、国・自治体・学校法人となっている。次に保育所型認定子ども園。法的には児童福祉施設で、保育園に幼稚園機能がついたもの。運営主体の幅は広い。次に幼保連携型認定こども園。学校と児童福祉施設、双方の位置づけを有する単一の施設。設置基準は他と比べて厳しいが、既存の幼稚園保育園からの移行が進んでいる状況。最後に、公私連携認定こども園。民設民営でありつつも、設置者の選定や手続き、運営などに関して市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度として構築したもの。生駒市には幼稚園型認定こども園の生駒幼稚園と、幼保連携型の南こども園がある。保育施設の運営についても様々な方法がある。例えば、社会福祉法人による介護施設や障がい者施設との併設や、医療法人による病院との併設、株式会社による事業所内保育など。就学前の施設は生活スタイルや家庭の考え方にあわせて様々ある。幼稚園・保育園・こども園、公立・私立など違いはあるが、皆が生駒市の子どもである。全員が健やかに育つように生駒市も全力で取り組むので、今後ともご協力願う。

座長 当初は視察という話もあったが、コロナ禍ということでスライドで紹介していただいた。今回の統合は南こども園の事例とは異なり、幼稚園同士の統合なので少し違う点はあるかと思うが、参考になると思う。何か質問はあるか。

委員 こども園は自家用車での送迎はあるのか。

事務局 1号認定児はない。2・3号認定児は近くの駐車場を利用してもらっている。

委員 生駒台幼稚園周辺は時間帯で自動車通行禁止となっており、通行するには警察の許可証を取得する必要があるが、それについてはどう考えているのか。

事務局 生駒台の協議会でも同様の意見は出されている。通学の安全にも関連する部分であるが、まだ具体的には決まっていない。課題として検討していかなくてはいけないところである。

委員 許可は全員に貰えるものなのか。急な事情で車を使わざるをえない場合もあると思うが。

事務局 難しいと思う。地域の方の安全確保という経緯があると思われるので、駐車場の場所やバスの運用など今後考えていかなくてはならない。

委員 急な事情の場合であっても、許可証がないと違反になってしまう。こども園としてはそれで良いとは言えないと思うが、そういうときに親は困ると思う。それは考慮してほしい。

委員 1号認定児はなぜ自家用車通園できないのか。

事務局 幼稚園児は基本徒歩で通園ということになっている。歩いて通園することは通学の訓練や、体力の向上という面で大切という声もある。ただ、地区によってはバスで通園できるところもある。怪我や災害など緊急時は自家用車も可能である。

事務局 南こども園のスタートが幼稚園と保育園だったので、1号認定の幼稚園児には引き続き他の幼稚園と同様に徒歩での送迎をお願いしている。

委員 南こども園の中で、1号認定児から2号認定児にかわる方はいるのか。

事務局 2号認定児から1号認定児にかわる方も含めておられる。人数はこの場ではわからないが。

次第2 原案に対する追加意見の共有について

事務局説明(別紙資料2)

事務局 これは俵口自治会長、民生児童委員、学校評議員の方々から提出されたものである。また、先ほど元西松ヶ丘自治会長より署名が提出された。西松ヶ丘自治会地域で128筆、その他19地域で63筆の合計191筆。地域協議会で俵口幼稚園の存続について協議してほしいという内容のものである。これまでも存続や俵口幼稚園のこども園化についてはたくさん意見があったが、この協議会で論議するかどうかについて、事務局で決めることができないので紹介させていただいた。後ほど意見をいただきたい。また、NPO法人「市民の輪いこま」からも意見書(資料番号なし)をいただいている。要点のみになるが、紹介させていただく。

座長 資料についての説明があったが、何か意見等あるか。

委員 小学校には小規模特認校制度という校区関係なくどこからでも通っていいというものがあり、それで廃校を免れたケースもあったようである。幼稚園もそういったものがあるのか。

事務局 以前は幼稚園に園区があり、各幼稚園に通える地域が決まっていた。ただ、現在は園区が廃止されたので、どこの幼稚園でも通っても良いというしくみにはなっている。

委員 俵口幼稚園が特色のある幼稚園になって、園児が増えれば存続ということになるのか。

事務局 結論を断定することはできないが、園児が減っていることは課題として示されていた。ただ、保育ニーズの増加といった他の問題も同時に考えなければならないと思っている。

委員 一番の問題が園児数の減少なのであれば、特色ある幼稚園にして人数を増やしていけばいいのではないかと考える。また、市の掲げる幼稚園と小学校を繋ぐ幼小接続というものがあるが、幼稚園を無くすということはまったく反対のことではないだろうか。

事務局 幼小接続とは、それぞれの幼児の今後進む小学校と繋がるものである。例えば、あすか野幼稚園にはあすか野小学校だけでなく真弓小学校に進む園児もいるので、それぞれの進む小学校と繋がっている。また、生駒市は幼稚園だけでなく保

育園も小学校と繋がっている。

委員 俵口小学校とは距離があるが、どのように生駒台幼稚園と連携していくのだろうか。

座長 このような意見もあるということで、最終的に意見書にまとめていく。幼稚園の存続についてこの協議会で議論したいということであれば、時間をとって話し合いもできると思う。他に追加の意見などあるか。

次第3 原案に対する意見を踏まえた課題と考えられる対応について 事務局説明(別紙資料3)

事務局 課題だけでなく具体的な項目や考えられる対応も追加させていただいた。市教育委員会への意見書を作るときに整理しやすくなるのではないかと考えている。資料3は、いただいた意見から課題と思われるものを案として事務局で抜粋したもの。これに加えて、本日提出された署名であげられている俵口幼稚園の存続についても課題になるかもしれない。また、「NPO法人市民の輪いこま」からの意見書についても協議していただき、他にも何かあれば提案してほしい。

座長 これはあくまで事務局でまとめた案なので、追加や対応策などあればご意見をいただきたい。

委員 1番上の通園の負担・安全について、自家用車や通園バスがあると思うが、市のコミュニティバスを拡大することはできないのか。もしくは、通園児の専用にするのは難しいか。

事務局 現在利用している方との調整はあるが、園児専用で増便できるのではないかと考える。

委員 混雑しているようには見えない。園児なら登園時間も決まっているので、活用してはどうか。

委員 現在通園バスの利用料はどうなっているか。

事務局 1ヶ月1人3,100円を徴収している。毎日利用しなくても、月額で徴収する。バスは登録名簿で管理しているので、今日は歩く、今日はバスというのは可能だ

が、たとえ1回でも利用されると、回数や距離に関わらずこの金額となっている。

委員 民間への運営委託はできるのか。俵口幼稚園を存続させる案として、阪奈中央こぐま園であればバスもあるし、病児保育もある。

事務局 幼稚園は基本的に自治体や学校法人でないと運営できないが、委託は考えられる。こども園であれば、社会福祉法人や株式会社でも運営ができる。

委員 こども園を民間が運営するとなれば法人の幅が広がる。また、配慮が必要な児童の積極的な受け入れや、小学校との連携に関する協定などを市と締結し、運営するという公私連携幼保連携型のこども園というのが全国的に広がっており、奈良市にもある。今後そういった検討をしていきたい。

座長 他になければ次第3はここまでとする。さて、課題については意見書にまとめて教育委員会へ提出するものだが、意見書について事務局から説明をしていただけるか。

事務局 皆様から集めていただいた意見を事務局で整理して披露させていただいた。どのような意見が多かったのかは把握していただけたと思う。統合してこども園化という原案にはどんな課題があって、その課題は解決できるのかについては皆様にも様々な考えがあると思うが、ある程度共有できているのではないか。次回には課題の解決についても検討していただけたらと思う。私自身は反対意見が多いと感じたが、問題点や課題があってそれが反対意見になっていると思う。それらは意見書に書いていただいて、それ以外にも地域や行政ができることや解決策なども書き込んでもらえたらありがたい。

座長 意見書を誰がどのようにまとめていくのかについて、何か意見はあるか。

委員 出された様々な意見を整理して出すのか、もしくはひとつの意見としてまとめるということなのか。意見の柱として、存続・こども園化・廃止というものがあると思うが、それぞれについて課題と解決策を整理していくイメージでよいのか。

座長 そのようなイメージでよい。たたき台は必要と思うが、今の意見のように作成するのもひとつの方法。

委員 今日の意見にも存続という意見がでていいる。それをどう織り込んだら良いの

かまだ漠然としている。初めての経験ということもあり誘導されては困るが、ある程度のイメージを提示してもらえればと思う。

座長 私から言うのもどうかと思うが、事務局で意見書のたたき台を作成していただくことは可能か。

事務局 あくまで事務局の意見ではなく、これまで出された意見を整理した意見書案は提示できるのではないか。

座長 事務局の考えではなく出てきた意見を基に、あくまで案として作っていただき、それを次回の協議会で見ていくということによいか。また、要望があった俵口幼稚園の存続についても意見交換させていただくということによいか。他に意見等なければ、今日の次第は以上となる。

事務局 次回の会議の日程だが、事前に意見書案をじっくり見ていただく時間も必要と思う。7月の中旬までの日程でどうか。

事務局 次回は7月5日(月)15時から、俵口幼稚園リズム室にて開催とする。

<閉会>